

藤沢市西富墓地条例の一部改正について
藤沢市西富墓地条例の一部を次のように改正する。

2026 年（令和 8 年）9 月 1 日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市西富墓地条例の一部を改正する条例
藤沢市西富墓地条例（昭和 33 年藤沢市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項第 1 号中「6,000 円」を「8,000 円」に改め、同項第 2 号中「3,000 円」を「4,000 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市西富墓地条例第 14 条第 1 項の規定は、令和 9 年度以後の年度分の藤沢市西富墓地の使用に係る管理料について適用し、令和 8 年度分までの藤沢市西富墓地の使用に係る管理料については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、西富墓地の使用に係る管理料について、その受益と負担の適正化を図り、もって社会的公平性を確保するため、その額を改定する必要がある。